

副本

中労委令和6年（不再）第14号
大阪府（令和4年度任用等）不当労働行為事件
再審査申立人 大阪教育合同労働組合
再審査被申立人 大阪府

主張書面（1）

令和6年6月25日

中央労働委員会会長 様

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川

元



弁護士 中 川

昂



再審査被申立人は、再審査申立人の2024年5月16日付（同月17日中央労働委員会受付）補充申立書中の不服の理由について、下記のとおり答弁乃至反論する。

記

第1 「第1 初審決定の事実認定および法律判断の誤り」について

1 「法律判断の誤りについて」について

再審査申立人の主張は、団交対象者への適用法規は団交委申入れ時を基準として判断するという労働委員会や裁判所の判断からすれば、団交申入れ時には非常勤講師等の会計年度任用職員たる一般職地方公務員の地位にはないのだから、労組法が適用されるという論理である。

しかし、そもそも、団体交渉は、一般には、広く労働組合又は労働者の団

体と使用者との間の労働関係に関する交渉を意味すると理解されている（労働法コンメンタール①六訂新版労働組合法 労働関係調整法（株式会社労務行政）196頁他）。本件に即して言えば、再審査申立人と再審査被申立人との間の労働関係に関する交渉であり、再審査申立人の再審査被申立人に対する団体交渉の申入れは、再審査申立人の組合員と再審査被申立人の間の労働関係に関する交渉を申し入れるというものである。この労働関係とは、非常勤講師等の会計年度任用職員である一般職地方公務員としての労働関係である。よって、労組法ではなく地公法が適用されるのは、当然の結論である。

また、再審査申立人は、組合員と再審査被申立人との間の労働関係について、再審査被申立人に対し団体交渉を申し入れたのである。ところが、再審査申立人は、勤務時間外は地公法の適用はないと主張する。再審査申立人は、組合員と再審査被申立人との間のいかなる労働関係について団体交渉を申し入れたと主張するのであろうか。

要するに、「仮に、当該組合員が私学等の民間事業所で勤務している時間帯であったとしても、本件団交申入れの相手方である府との間の労使関係においては、勤務場所や時間帯に関わりなく地公法が適用される」のである（初審命令22頁）。

この理について、中労委や裁判所の認定基準として変更されたという認識はない。

2 「2 事実認定の誤りについて」について

再審査申立人は、本件看護師組合員は、本件団交申入れ時において会計年度任用職員として任用された事実はないと主張する。

しかし、再審査申立人の主張に従うならば、本件看護師組合員はいかなる労働関係について交渉を申し入れたと主張するのか。特別職である特別非常勤講師（看護師）としての労働関係について交渉を申し入れたという主張なのであろうか。

特別職である特別非常勤講師（看護師）は、令和2年4月1日の改正地方公務員法施行以降は、すべて同法第17条及び第22条の2に基づく一般

職の地方公務員（会計年度任用職員（パートタイム））として任用されることになったのである（初審命令6頁、22頁）。

従って、再審査申立人が、本件看護師組合員について「雇止めの撤回・雇用の継続」という要求を掲げる以上（甲1号証）、本件団交申入れの時点における本件看護師組合員に係る再審査申立人の要求は、一般職の会計年度任用職員（パートタイム）としての労働関係についての要求であり、地公法が適用される組合員の問題についての要求とみるのが相当である（初審命令22頁）。

第2 「不当労働行為について」について

第1で述べたところからすれば、再審査申立人のこの項の主張は、明らかに失当である。

以 上